

土地利用規制法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に当たり、地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針に定めることに関する意見書の提出について

令和4年2月8日受理

令和3年6月、通常国会で成立した重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、いわゆる土地利用規制法は、令和4年9月の施行に向けて政府・内閣において作業が進められ、その基本方針の策定は令和4年5月までとされています。

本法律の施行により、防衛関係施設などの「重要施設」の周囲おおむね1,000メートル以内の注視区域又は特別注視区域に指定されれば、土地の所有や利用に関わる住民の生活や営業に影響が生じることが必至です。とりわけ、不動産業種にあっては、特別注視区域に指定された場合には、重要事項説明義務が課せられるなど、取引価格にも大きな影響が生じる可能性があるとして指摘されています。

このように、本法律は「重要施設」を抱える地方自治体にとっても大きな問題であります。とりわけ、政府が注視区域及び特別注視区域で行う調査の範囲や方法、本法律で規定する「機能を阻害する行為」の定義などが、今後、政府が決定する基本方針などに委ねられており、住民と地方自治体の実情と要望を反映させることは極めて重要であります。

また、本法律案が衆参両院で可決された際に、各委員会で付された附帯決議においては、注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針において定めることとされています。

つきましては、土崎空襲を受けた自治体として、秋田市議会において、本法律案に対する附帯決議のとおり、土地利用規制法に基づく注視区域及び特別注視区域の指定に当たり、地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針に定めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるようお願いします。